

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（事務員（事務補助）） 採用試験募集案内

◆鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎2階）
電話(0857)26-7859 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年6月30日（月）～令和7年7月18日（金） ◎申込みの方法 持参又は郵送により申込書を提出 ◎郵送の場合、令和7年7月18日（金）午後5時15分必着とします。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年7月25日（金） ◎開 場 時 刻 午前9時30分 ◎試験開始時刻 午前10時
試験会場	鳥取県庁議会棟3階 第13会議室 （鳥取市東町一丁目220番地）
試験結果 発表日時	令和7年7月30日（水）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
会計年度任用職員 （事務補助）	1名	令和7年度民生委員一斉改選に係る事務 ・辞職予定者、推薦予定者の把握・とりまとめ（約1,200名分） ・辞職民生委員への記念品準備、感謝状の作成（約500名分） ・新任民生委員の委嘱状、写真付証明書の作成（約1,200名分） ・民生委員DBへの入力作業（約1,200名分） ・新任者研修会の開催準備（東中西3地区）	福祉保健部さ さえあい福祉 局孤独・孤立 対策課

3 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- （3）日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務 等）には就くことができません。

4 求める人材

- ・パソコンを用いてエクセル・ワード等が使用できること。

5 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験（約15分）

6 任用期間

令和7年9月1日～令和7年12月31日（予定）

※任用期間満了後、再度の任用はありません。

7 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 日額 9,190 円 ※県一般職の給料月額に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○期末勤勉手当 任用期間が6月未満のため支給はありません。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に6日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任 用 の 期 間	任用期間満了後、再度の任用はありません。

8 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書（受験票含む） 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。 (2)受験票返信用封筒（受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること） ※持参による申込者は、(2)は不要です。
申 込 み 先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎2階） 電話(0857)26-7859 https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/
受験票の交付	◎持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和7年7月24日（木）までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

9 採用予定者の決定方法

人物試験の得点の高い順に決定します。

ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。

合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合、または合格者が辞職等した場合は、選考試験の得点が高い順から繰り上げて採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠合格有効期限 令和7年8月31日（日）

10 採用予定者の発表

受験者全員に文書で合否を通知します。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23 cm×12 cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1週間	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 （県庁本庁舎2階）

12 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、試験開始時刻10分前までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- （2）受験の際は、受験票を持参してください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。